

令和8年第1回宝塚市議会定例会提出議案

- 報告第 1 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第9号））
- 議案第 1 号 令和8年度宝塚市一般会計予算（別冊）
- 議案第 2 号 令和8年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費予算（別冊）
- 議案第 3 号 令和8年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費予算（別冊）
- 議案第 4 号 令和8年度宝塚市特別会計介護保険事業費予算（別冊）
- 議案第 5 号 令和8年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費予算（別冊）
- 議案第 6 号 令和8年度宝塚市特別会計財産区予算（別冊）
- 議案第 7 号 令和8年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費予算（別冊）
- 議案第 8 号 令和8年度宝塚市水道事業会計予算（別冊）
- 議案第 9 号 令和8年度宝塚市下水道事業会計予算（別冊）
- 議案第 10 号 令和8年度宝塚市病院事業会計予算（別冊）
- 議案第 11 号 宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 21 号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 25 号 宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 27 号 宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 宝塚市公園等の設置を必要とする開発行為の面積の緩和に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 基本協定（都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事）の締結について
- 議案第 32 号 市道路線の認定及び認定変更について
- 議案第 33 号 市道路線の認定について
- 議案第 34 号 市道路線の認定について
- 議案第 35 号 市道路線の認定について
- 議案第 36 号 市道路線の認定変更について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

報告第1号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第1号

専 決 処 分 書

令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和8年（2026年）1月20日

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 11 号

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

宝塚市固定資産評価審査委員会条例（昭和 38 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市営住宅入居者選考委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（宝塚市営住宅管理条例の一部改正）
- 2 宝塚市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条第 3 項中「市長が定める選考委員会の意見を聞いて」を削る。

議案第 13 号

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例

宝塚市ふるさとまちづくり基金条例（平成 20 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例

宝塚市行政手続条例（平成 9 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第 15 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 103 号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を第 2 2 条第 3 項（第 2 5 条において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第15号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

第2条の2第1項及び第4項中「規則で定める者」の次に「及び配偶者の子」を加える。

第11条の4中「男性」を削り、「含む。」の次に「以下この条、」を、「同じ。）」の次に
「、子又は子の配偶者」を加える。

第11条の5中「男性」を削り、「配偶者」の次に「、子又は子の配偶者」を加え、「又
は」を「若しくは」に改め、「（配偶者の子を含む。）」を削り、「養育する職員」の次に「又
は当該出産に係る孫（職員の子の子をいう。以下同じ。）若しくは小学校就学の始期に達す
るまでの孫を有する職員」を、「これらの子」の次に「又は孫」を加える。

第11条の7中「職員」の次に「又は中学校就学の始期に達するまでの孫を有する職員」
を、「が、その子」の次に「又は孫」を、「かかったその子」、「定めるその子」、「伴うその
子」及び「又はその子」の次に「若しくは孫」を、「その養育する中学校就学の始期に達す
るまでの子」の次に「及びその有する中学校就学の始期に達するまでの孫の人数の合計」
を加える。

第11条の8第2項中「3回を超えず、かつ、」を削り、「6月」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例
第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「前項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第
2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「額」の次に「又は前項の規定により支給する交通費
等の額」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 特別職の職員であって、市外に住所等（交通費その他の会議等の出席のために要する
費用（以下「交通費等」という。）を支給するに当たっての出発地として適当であると任
命権者が認める場所をいう。）を有するものが公務のため市の区域内において会議等に
出席したとき（前項の旅行により出席したときを除く。）は、市長が定めるところにより、
その出席に係る費用弁償として交通費等を支給することができる。

第 2 条に次の 1 項を加える。

5 第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、第 2 項の規定により特別職の職員に支給する
交通費等については、宝塚市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年条例第 8 号）の規定
を準用する。

別表中「旅費の額」の次に「又は交通費等の額」を加え、同表上記以外の非常勤職員の
項中「(令和 7 年条例第 8 号)」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定中交通費等に関する部分は、令和8年4月1日以後に開始する移動又は宿泊に要する費用について適用する。

議案第 17 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 175」に改める。

附則第 2 項中「令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

附則第 3 項及び第 4 項を削る。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 44 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

附則第 3 項を削る。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 17 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に改める。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第5条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項、第3項及び次条第1項において同じ。）に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次項、第3項及び次条第1項第1号において同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合

計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が（65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が（161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和

25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(次条において「別表第5」という。)の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第6条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記載されている者とみなされた者を含む。)
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、同年中の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、同年中の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、同年中の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者

が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市介護保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和7年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第19号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例

宝塚市立健康センター条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康増進法等に基づく検診の部肺がん検診（間接撮影）の項中「（間接撮影）」を削り、同部^{かくたん}喀痰細胞診（肺がん検診受診者で^{かくたん}喀痰細胞診が必要なものに限る。）の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1健康増進法等に基づく検診の部肺がん検診（間接撮影）の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 4 号中「第 4 3 条第 2 項」を「第 4 3 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部
を次のように改正するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

題名を次のように改める。

宝塚市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事
業の利用者負担等に関する条例

第 1 条中「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支
援事業」に改める。

第 2 条第 8 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条中「及び一時預かり事業利用料」を「、一時預かり事業利用料及び乳児等通園
支援利用料」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条
第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 7 条の規定により徴収する乳児等通園支援利用料は、特定乳児等通園支援を利用し
た日に当該日分を徴収する。ただし、特定乳児等通園支援を定期的に利用する乳児等支
援給付認定子どもに係る乳児等通園支援利用料については、毎月末日を納入期限として、
当該月分を徴収することができる。

第 10 条を第 11 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次
の 1 条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第 7 条 市長は、乳児等支援給付認定子ども（支援法第 30 条の 16 に規定する乳児等支

援給付認定子どもをいう。以下この条及び第11条第2項において同じ。)が市立保育所の行う特定乳児等通園支援(支援法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下この条及び第11条第2項において同じ。)を利用したときは、300円から規則で定める額を控除した額に、当該乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援を利用した時間を乗じた額(以下「乳児等通園支援利用料」という。)を、当該乳児等通園支援給付認定子どもの保護者(支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。)から徴収する。

附則第2条第1項中「第3条」を「第4条」に改め、同条第2項中「第10条第1項、第11条及び第12条」を「第11条第1項、第12条及び第13条」に改める。

附則第3条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第10条第1項及び第11条」を「第11条第1項及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第
41 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条（見出しを含む。）、第 11 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事
業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 14 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳
児等通園支援事業所」に改める。

第 17 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第 19 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 21 条第 3 項中「。以下「認定こども園法」という。」を削り、「係る利用定員」の次
に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第
1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第 28 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 3 項の改正規定（「。
以下「認定こども園法」という。」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例

宝塚市立西谷認定こども園条例（平成 20 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 30 条第 1 項」を「第 29 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 33 条）

第 3 章 雑則（第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等し

く確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者（第28条において「地域子ども・子育て支援事業者」という。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員（特定乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を乳児等支援給付認定子どもが利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けたときは、乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供する前に、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児

等支援給付認定子どもの養育環境を把握するため、当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行う前に、乳児等支援給付認定子どもの保護者に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、費用等（第13条第1項から第3項までの規定により特定乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用又は額をいう。以下同じ。）に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、乳児等支援給付認定子どもの保護者に対し、前項の重要事項を説明するとともに、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について当該保護者から同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境並びに他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供したときは、提供した日時、時間、特定乳児等通園支援の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による支払を受けないときは、特定乳児等通園支援に要した費用について、乳児等支援給付費として市が乳児等支援給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該乳児等支援給付認定保護者から支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける費用のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、1時間当たりの特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額（特定乳児等通園支援に要した費用について、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される1時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）をいう。）との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける費用又は額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業の利用において通常必要とされるものに係るものであって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、前項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、費用等の支払を受けたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、当該支払に係る領収証を交付するとともに、提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を交付しなければならない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の20第5項の規定による支払を受けたときは、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費として市が当該乳児等通園支援給付認定保護者に支給すべきこととされていた額を通知しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法第

6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っている時に乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 特定乳児等通園支援を提供する日及び時間並びに提供しない日
- (5) 第13条第1項から第3項までの規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用等の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条第1項から第3項までの規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用等の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放

送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条第1項から第3項までの規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その行う特定乳児等通園支援事業の内容について虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、地域子ども・子育て支援事業者、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を提供する事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を提供する事業者をいう。次項において同じ。）又はこれらの職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

（苦情解決）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは当該職員が行う特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生及びその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事態が当該特定乳児等通園支援事業者に報告される体制及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所に

おける保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、

受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」

と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市自動車駐車場附置条例の一部を改正する条例

宝塚市自動車駐車場附置条例(昭和 58 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「建築物（一戸建の住宅は除く。）」を「長屋又は共同住宅」に改める。

第 5 条中「建築物」の次に「（第 12 条第 2 項において「混合用途建築物」という。）」を加える。

第 10 条の見出しを「（設置等の届出）」に改め、同条中「届出」を「届け出た当該事項」に改める。

第 12 条中「含む。」の次に「以下この条において「管理対象駐車場」という。」を加え、「当該駐車場」を「当該管理対象駐車場」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 特定管理対象駐車場（管理対象駐車場に係る建築物が専ら特定用途に供するものである場合における当該管理対象駐車場及び管理対象駐車場に係る建築物が混合用途建築物である場合における当該建築物の特定用途に供する部分に係る当該管理対象駐車場以外の管理対象駐車場をいう。以下この項において同じ。）の所有者及び管理者は、当該特定管理対象駐車場の供用を開始した日から規則で定める年数を経過したときは、当該特定管理対象駐車場の規模を、最小規模（第 3 条から第 6 条までの規定により設置すべき駐車場の規模のうち最小のものをいう。）に満たない規模のものとする（以下「減台」という。）ができる。この場合において、減台後の特定管理対象駐車場の規模は、当該特定管理対象駐車場の利用実績を考慮して規則で定める規模以上でなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（減台等の届出）

第 12 条の 2 前条第 2 項の規定により減台をしようとする者は、規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た当該事項の内容を変更しようとする

ときも、また同様とする。

第13条第1項中「建築物又は」を「建築物若しくは」に、「及び」を「若しくは」に、「から」を「に対し」に改める。

第14条第1項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定、第10条の改正規定及び第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例

宝塚市立温泉利用施設条例（平成 16 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

2 宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成 27 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 市長が管理する公の施設の部中(45)の項を削り、(46)の項を(45)の項とし、(47)の項から(51)の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表備考中「第 51 号」を「第 50 号」に改める。

別表第 2 の 1 市長が管理する公の施設の部中(13)の項を削り、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項から(19)の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

議案第 27 号

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例

宝塚市火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「又は」の次に「林野火災注意報（宝塚市火災予防条例（昭和 59 年条例第 40 号）第 36 条の 8 第 1 項の林野火災に関する注意報をいう。以下この条において同じ。）若しくは」を、「火災警報」の次に「（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項の火災に関する警報をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「又は」を削り、「発表されたとき」の次に「又は林野火災注意報」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 林野火災注意報が発令された場合において、宝塚市火災予防条例第 36 条の 8 第 3 項の規定により火の使用の制限の対象となる区域が指定されたときは、前 2 項の規定は、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されている場合又は火災警報が発令されている場合を除いて、当該区域内に限り適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和 59 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 10 条の 2 とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 10 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 13 号まで及び第 15 号から第 18 号まで、第

2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第7条第1項の規定を準用する。

第36条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第53条の見出しを「(自衛消防訓練の届出)」に改め、同条第1項中「防火管理者」の次に「又は防災管理者」を加え、「消火及び避難等の消防訓練」を「消防計画に基づく訓練」に改め、同条第2項を削る。

第54条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第8号の2とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第53条(見出しを含む。)の改正規定及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に防火管理者が実施した消防訓練に係る防火管理者の消防署長への報告については、なお従前の例による。

議案第 29 号

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定
について

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例
(宝塚市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市水道事業給水条例（昭和 36 年条例第 25 号）の一部を次のように改正す
る。

第 7 条第 1 項中「指定給水装置工事事業者」というを「この項及び次項において
同じ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法
（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。
以下この項及び次項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の規
定により指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、当該
他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者も当該工事を施行す
ることができる。

第 7 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の
規定により指定をした者又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者（以下こ
れらを「指定給水装置工事事業者」という。）」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を
「第 1 項本文」に改める。

(宝塚市下水道条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市下水道条例（昭和 49 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「新設等の工事」の次に「（別に上下水道事業管理者が定める軽微
な工事を除く。以下同じ。）」を加え、「（別に上下水道事業管理者が定める軽微な
ものを除く。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「及び」を「、」に改

め、「選定業者」の次に「及び前項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、排水設備等の新設等の工事であって、次の各号に掲げるものの設計及び施行は、指定業者のほか、当該各号に定める者がすることができる。

(1) 私道に排水設備を布設する工事であって、宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例（昭和49年条例第2号）第15条に規定する助成の決定があったもの上下水道事業管理者が選定した建設業者（以下「選定業者」という。）

(2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき条例により下水道事業に同法の規定の全部を適用することとした場合における同法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号及び次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに行う工事 他の市町村長の指定を受けた者

第30条第2号中「第6条第1項又は第2項」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例の一部改正）

2 宝塚市水洗便所改造資金の助成に関する条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「指定業者」の次に「及び同条第2項第2号に規定する他の市町村長の指定を受けた者」を加える。

議案第 30 号

宝塚市公園等の設置を必要とする開発行為の面積の緩和に関する条例の
制定について

宝塚市公園等の設置を必要とする開発行為の面積の緩和に関する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市公園等の設置を必要とする開発行為の面積の緩和に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号。以下「施行令」という。）第 25 条第 6 号に定める公園、緑地又は広場を設置すべき基準の緩和に関して必要な事項を定めるものとする。

（制限の緩和）

第 2 条 開発行為者（開発行為（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 2 項に定める開発行為をいう。以下同じ。）を行おうとする者をいう。以下同じ。）は、施行令第 25 条第 6 号本文の規定にかかわらず、その行う開発行為が次の各号のいずれにも該当するときは、その開発区域（法第 4 条第 1 3 項に定める開発区域をいう。以下同じ。）内に公園、緑地及び広場を設けないことができる。

- （1） その開発区域が市街化区域（法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域をいう。）以外の区域又は他市の市域にわたらないこと。
- （2） その開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満であること。
- （3） その開発区域内において建築が予定される住宅（次号において「予定住宅」という。）の全てについて、その敷地の全部が、公園その他の空地（以下この号において「公園等空地」という。）であって次のアからウまでに掲げるもの（次号において「誘致圏発生公園等空地」という。）のいずれかの誘致圏（次のアからウまでに掲げる公園等空地の区分に応じ、当該アからウまでに定める領域をいう。次号において同じ。）に属していること。

ア 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園であってその面積が1,000平方メートルを超えないもの又はこれに準ずる公園等空地として市長が認めるもの その敷地境界線と当該敷地境界線から150メートルの距離にある線との間の領域

イ アに掲げる都市公園であってその面積が1,000平方メートル以上のもの又はこれに準ずる公園等空地として市長が認めるもの その敷地境界線と当該敷地境界線から250メートルの距離にある線との間の領域

ウ 都市公園法施行令第2条第1項第2号に規定する都市公園 その敷地境界線と当該敷地境界線から500メートルの距離にある線との間の領域

(4) その開発区域内に、誘致圏発生公園等空地であってその面積が2,500平方メートル未満のもの誘致圏のみにその敷地の全部又は一部が属している予定住宅が存在すること。

(協力金)

第3条 開発行為者は、前条の規定により公園を設けないこととしようとするときは、市が公園、緑地又は広場の整備及び運営の費用に充てるための金銭（以下この条において「協力金」という。）を、市に納付しなければならない。

2 協力金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 既納の協力金がない場合 当該開発区域の近隣の土地の公示価格（地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項の規定により単位面積当たりの正常な価格として公示された価格をいう。）を上限として規則で定める額に、前条の規定の適用がないとしたならば施行令第25条第6号本文の規定により開発行為者が設置すべきこととなる公園、緑地又は広場の面積を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 既納の協力金がある場合 前号に定める額から当該既納の協力金の額の総額を控除して得た額

3 既納の協力金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、法第29条第1項の規定による許可の申請であって施行日以後になされたものに係る開発行為について適用する。

議案第31号

基本協定（都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事）の締結について

次のとおり基本協定を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 協定の目的 都市計画道路競馬場高丸線と阪急電鉄今津線との立体交差工事
- 2 協定金額 ￥5,431,668,800.-
- 3 協定の相手方 大阪市北区芝田1丁目16番1号
阪急電鉄株式会社
取締役社長 嶋田泰夫
- 4 工事場所 宝塚市仁川宮西町外地内
- 5 工事概要 函体構築工事 一式
電気・軌道工事 一式
道路擁壁構築工事 一式

議案第 3 2 号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更しようとするので、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）2 月 1 3 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 認定しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4614	4614号線	起点	山手台東4丁目1番16		m 27.00	m 最大 13.00 最小 6.00
		終点	山手台東4丁目1番14			
4615	4615号線	起点	山手台東4丁目2番4		m 29.70	m 最大 6.00 最小 6.00
		終点	山手台東4丁目1番1			

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
4586	変更前	4586号線	起点	山手台東4丁目11番1		m 332.40	m 最大 6.00
			終点	山手台東4丁目7番1287			最小 6.00
	変更後	4586号線	起点	山手台東4丁目11番1		m 540.60	m 最大 13.00
			終点	山手台東4丁目1番26			最小 6.00
4587	変更前	4587号線	起点	山手台東4丁目7番1287		m 80.75	m 最大 6.00
			終点	山手台東4丁目7番1287			最小 6.00
	変更後	4587号線	起点	山手台東4丁目1番11		m 271.65	m 最大 6.00
			終点	山手台東3丁目7番1379			最小 6.00

議案第 33 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4611	4611号線	起 点	口谷西3丁目29番122		m	m
		終 点	口谷西3丁目29番126		26.15	最大 12.00 最小 6.00

議案第34号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4612	4612号線	起点	千種1丁目284番3		m	m
		終点	千種1丁目257番1		83.40	最大 4.30 最小 4.30

議案第 35 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4613	4613号線	起 点	駒の町13番		m	m
		終 点	駒の町40番2		539.80	最大 3.85 最小 3.55

議案第36号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
3671	変更前	3671号線	起点	長尾町51番		m 219.30	m 最大 6.00
			終点	中筋6丁目129番2			最小 6.00
	変更後	3671号線	起点	長尾町51番		m 298.30	m 最大 15.00
			終点	中筋6丁目118番2			最小 15.00

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和8年6月30日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 加 藤 富 三

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。